

行財政改革実施計画・行動計画票

No.	87	[平成18年5月8日提出]			
基本方針	町民との協働に向けた環境づくり	担当課名	総務課		
重点項目	町民参画の推進				
取組項目	各種審議会等の公募委員の導入				
経過・現状 (H17.4.1現在)	・各付属機関(地方自治法第202条の3)及び委員会(第180条の5)の一部について、公募委員を参画が見られる。				
行 動 概 要	目標	各種審議会等における公募委員の割合方針の確立 (目標年次) 平成18年度			
	期待される効果	・審議会等に各団体の役員などのほかに、一般公募者を入れることによって、より住民感覚に近い議論が展開される。			
	必要性・問題点	・公募制度について、具体的な指針がない。 ・公募委員の増加による効果を測定することができない。			
	対象	・各種審議会、付属機関、委員会			
	手段	年度	実施内容・予定時期	効果額合計(0千円)	
	17年度 (実績)	・各種審議会について様式を定めて、各課に照会を行う。 ・照会結果の集計及び各課方針の取りまとめ。		目標 数値	
				効果	歳入(千円) 歳出(千円)
	18年度	・公募委員の各審議会での割合を何%以上とする方針を検討し周知する。 ・本年度から実施。		目標 数値	割合10%以上
				効果	歳入(千円) 歳出(千円)
	19年度			目標 数値	
			効果	歳入(千円) 歳出(千円)	
20年度			目標 数値		
			効果	歳入(千円) 歳出(千円)	
21年度			目標 数値		
			効果	歳入(千円) 歳出(千円)	
関係例規等	名称		改正時期		